（届出事項）

第百五十条　農林中央金庫は、次のいずれかに該当する場合には、その旨を農林水産大臣及び金融庁長官に届け出なければならない。

一　主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）の設置、移転、又は廃止をした場合（第二十六号に該当する場合を除く。）

［二～七　略］

八　農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率を算出する際に、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等（農林中央金庫の子法人等であって連結の範囲に含まれるものをいう。第三十六号及び第三十七号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

九　［略］

十　第五十九条に規定する者のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等又は事業再生会社（農林中央金庫の子会社であるものに限る。）の子法人等又は関連法人等を除く。以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合（新たに有することとなった特殊関係者が法第七十二条第四項の認可を受けて農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を新たに取得し、又は保有する他業業務高度化等会社である場合を除く。）

十一　［略］

［号を削る。］

十二・十三　［略］

十四　農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（他業業務高度化等会社にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。第十八号において同じ。）とした場合（法第七十二条第十九項第一号の規定又は第十六号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

十五　法第七十二条第四項の認可を受けて農林中央金庫若しくはその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する他業業務高度化等会社又は同項の認可を受けて農林中央金庫が子会社としている外国の業務高度化等会社の議決権を取得し、又は保有した場合（第十号及び前号に該当する場合を除く。）

十六　子会社対象会社以外の外国の会社（法第七十二条第六項第一号に規定する特例持株会社を含む。以下この号及び次号において同じ。）を子会社としようとする場合（同条第七項において準用する同条第四項又は同条第十一項の認可を受けて子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合及び同条第十九項第二号に該当する場合を除く。）

十七　子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とした場合（法第七十二条第十九項第二号に該当する場合及び第十四号に該当する場合を除く。）

［号を削る。］

（届出事項）

第百五十条　［同上］

一　主たる事務所及び従たる事務所以外の事務所等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める施設又は設備を除く。次項において同じ。）の設置、移転、又は廃止をした場合（第二十一号の二に該当する場合を除く。）

［二～七　同上］

八　農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の連結自己資本比率を算出する際に、農林水産大臣及び金融庁長官の定めるところにより、会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している農林中央金庫及び連結子法人等（農林中央金庫の子法人等であって連結の範囲に含まれるものをいう。第三十号及び第三十一号において同じ。）に帰属する部分を連結の範囲に含める方法を用いようとする場合

九　［同上］

十　第五十九条又は第七十五条に規定する者のいずれかに該当する者（次号及び第十二号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十一　［同上］

十二　その特殊関係者が、その業務内容を変更することとなった場合

十三・十四　［同上］

十五　農林中央金庫若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第九十八条第一項各号に掲げる事由により他の会社を子会社（業務高度化等会社にあっては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社）とした場合（法第七十二条第十三項第一号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

［号を加える。］

十五の二　法第七十二条第四項本文に規定する場合に該当して子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としようとする場合

［号を加える。］

十六　その子会社の議決権を取得し、又は保有することとなった場合